

1. この制度は誰が利用できますか？

本制度は、経済産業省の「外国人起業活動促進事業」に基づき実施される制度です。原則として、神奈川県内で新たに事業を始めるために日本への入国を予定しており、県内で起業準備活動を行った上で、神奈川県内に事業所を設けて事業を開始する外国人の方が対象です。

2.すでに別の在留資格を持っています。この制度を利用できますか？

原則として、本制度は現在海外に居住している外国人の方を対象としています。

ただし、個別の状況によって取り扱いが異なる場合があります。まずは、kanagawa-startup-visa★tsucrea.com宛にメールをお送りください。現在のご状況を確認のうえ、ご案内いたします。

※「★」を「@」に置き換えてください。メールにはお名前を記載してください。

なお、要件によっては、出入国在留管理庁または専門家への確認が必要となる場合があります。

3. 神奈川県内で起業準備活動を行い、事業所を設ける必要がありますか？

はい。本制度は、神奈川県内で起業準備活動を行い、神奈川県内に事業所を設けて事業を開始する外国人の方を対象としています。

申請者の現在の住所に制限はありません。ただし、現在の住所や今後の活動拠点の予定によっては、神奈川県内で十分に起業準備活動を行うことが難しいと判断され、起業準備活動計画が十分ではないと判定される可能性があります。

神奈川県外に事業所を設ける予定の場合、本制度を利用することはできません。

4. この制度を利用するメリットは何ですか？

本制度は、「経営・管理」の在留資格取得に向けた準備期間を確保するために設けられた制度です。通常、外国人起業家が「経営・管理」の在留資格を取得するためには、事業所の確保、1名以上の常勤職員の雇用、3,000万円以上の資本など、一定の要件を満たす必要があります。

本制度では、認められた起業準備期間内にこれらの要件を満たす可能性が高いと判断された外国人の方について、起業準備のための在留資格「特定活動」が認められます。

この在留期間を活用することで、日本国内でスピード感を持って柔軟に起業準備活動を行うことができます。また、「特定活動」の在留資格により在留カードが発行されるため、事業所の賃貸借契約など、各種起業準備活動を進めやすくなります。

なお、本制度では、まず神奈川県による起業準備活動計画の確認を受け、その後、出入国在留管理庁へ申請を行うという二段階の手続きが必要です。

5. 家族や共同創業者がいる場合、誰が申請できますか？

申請者本人だけが申請できます。本制度では、申請者本人が、自業主または経営者として、実際に事業を開始する必要があります。

そのため、家族や親族が事業に参加しても、申請者になることはできません。

複数人で共同創業する場合、在留資格の審査は申請者ごとに個別に行われます。そのため、各申請者がそれぞれ申請書類を作成し、提出する必要があります。

経営に関与しない従業員やこれに類する立場の方は、本制度の対象にはなりません。経営に関与しているかどうかは、出資割合、事業における役割などを踏まえて実質的に判断されます。

6. 既存の事業を引き継ぐ場合、この制度を利用できますか？

いいえ、利用できません。

本制度は、外国人の方が新たに事業を開始することを対象とした制度です。そのため、既存の会社や事業を引き継ぐ場合は対象になりません。

ただし、他の在留資格が該当する可能性もありますので、出入国在留管理庁または専門家に相談することをおすすめします。

7. 起業準備活動中に、日本で働くことはできますか？

この制度では、日本国内での起業準備以外の仕事（アルバイト・就労等）は原則として認められていません。このビザで許可されている滞在期間は、あくまで起業の準備を行うためのものだからです。

8. 相談や申請はどのように行いますか？

申請書類は、神奈川県ウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ・ご相談は、[kanagawa-startup-visa★tsucrea.com](mailto:kanagawa-startup-visa@tsucrea.com) 宛にメールをお送りください。

※「★」を「@」に置き換えてください。メールにはお名前を記載してください。

本事業の受託事業者である株式会社ツクリエより、2 営業日以内にフォームの URL をお送りします。

正式な申請の前には、事前相談が必要です。事業計画の内容、現在の状況、必要書類が不備なく準備されているかなどを事前に確認します。

最初のご連絡は、電話ではなくメールでお願いいたします。

9. 申請費用、代理申請、審査期間について教えてください。

申請および起業準備活動計画確認証明書の発行に手数料はかかりません。

原則として、起業準備活動計画確認申請書、起業準備活動計画書、その他必要書類は、申

請者本人が作成してください。申請書類は、申請者本人または代理人が提出することができます。

代理人が申請する場合、申請者との関係を示す書類や、代理人の立場を説明する書類が必要となる場合があります。

必要書類が不備なく準備・提出されている場合、審査・確認後、概ね2週間程度で結果をお知らせする予定です。ただし、追加情報や追加書類が必要な場合、または申請が集中している場合には、さらに時間を要することがあります。

なお、神奈川県が発行する書類は、起業準備活動計画確認証明書です。スタートアップビザではありません。

この起業準備活動計画確認証明書と共に、出入国在留管理庁で、「特定活動」の在留資格を取得する手続きをしてください。

10. 起業準備活動計画確認証明書を受け取れば、必ず「特定活動」の在留資格が認められますか？

いいえ。神奈川県が発行する起業準備活動計画確認証明書は、出入国在留管理庁の審査における重要な書類ですが、確認証明書を受け取ったことによって、「特定活動」の在留資格が必ず認められるわけではありません。

11. 起業準備活動計画の確認では、どのような点が審査されますか？

起業準備活動計画の確認では、申請者が起業準備活動期間を経た後に、通常の「経営・管理」の在留資格を取得できる可能性が高いかどうかを、神奈川県が確認します。

そのため、起業準備活動計画書および添付書類は、以下の点を中心に、明確に記載する必要があります。

- どのような事業を行うのか
- 事業所をどこに設けるのか
- 法人を設立する場合、役員は誰で、それぞれどのような役割を担うのか
- 起業準備活動にどの程度の資金が必要で、その資金をどのように調達するのか（資本金等3,000万円以上の見込みを含む）
- 事業開始前にどのような準備・活動を行うのか
- 常勤職員を1名以上雇用する見込みがあるか
- 申請者本人が、1年以上の経営・管理経験、または修士相当以上の学位を有しているか
- 起業準備活動期間中、日本に居住する予定であるか

提出された書類から十分な実現可能性が確認できない場合、起業準備活動計画確認証明書は発行されません。

12. 起業準備活動計画確認証明書に有効期間はありますか？

はい。起業準備活動計画確認証明書の有効期間は、発行日から3か月です。

有効期間内に、必要な添付書類とともに出入国在留管理庁へ提出し、「特定活動」の在留資格認定証明書交付申請を行う必要があります。

13. 申請書類は自分の母語で作成できますか？

申請書類および関連書類は、すべて日本語で作成してください。氏名については、ローマ字、ひらがな、カタカナで記載することができます。

添付書類が日本語以外の言語で作成されている場合は、日本語訳を添付してください。

14. 事業計画がまだ完全に固まっていない場合でも申請できますか？

起業準備活動計画には、一定の根拠があり、現実的に実現可能と考えられる内容を記載してください。実現可能性が低い内容や、実現が見込めない内容は記載しないでください。一部記載できない項目がある場合でも、申請自体は可能です。ただし、審査では計画内容に基づいて実現可能性が確認されます。そのため、空欄が多い場合は、十分に事業計画を検討したうえで、実現可能性が高いと考えられる計画を準備してから申請することをおすすめします。

新たに事業を開始するには、一般的に相当な資金と労力が必要であり、失敗のリスクもあります。そのため、申請前に、予定している事業分野について十分な知識を得ること、日本市場について十分に調査すること、そして明確で具体的な事業計画を作成することをおすすめします。

15. 申請者の役割、経歴、資格、経験はどのように記載すればよいですか？

申請者が実質的に一人で事業を開始する場合、たとえば「代表取締役」「事業全体の統括」「代表者として事業全体を管理する」などと記載することが考えられます。

他の外国人または日本人と共同で事業を開始する場合は、申請者が事業において担う具体的な役割を記載してください。たとえば、「営業担当副社長として〇〇地域の営業を担当する」「取締役として〇〇プロジェクトの企画・開発・制作を統括する」「CFOとして資金調達、財務管理、事業計画を担当する」などが考えられます。

起業準備活動計画の確認では、申請者が起業準備活動期間内に事業を実際に立ち上げ、「経営・管理」の在留資格に移行できる見込みがあるかどうか重視されます。

予定している事業に有利となる資格、経験、スキル、その他の背景がある場合、計画の実現可能性を高める要素となります。学歴、職歴、実績、資格、その他事業の実現可能性を示す情報をできるだけ具体的に記載してください。

16. 対象となる事業分野は何ですか？

本制度の対象となる事業は、神奈川県の実業の国際競争力強化および国際的な経済活動拠点の形成に資するものに限られます。

神奈川県では、以下の産業・事業分野を対象としています。

- a. 未病、ライフサイエンス、福祉関連事業
 - b. 脱炭素・環境エネルギー関連事業
 - c. IT、AI、ロボティクス関連事業
 - d. モビリティ・輸送機器関連事業
 - e. 観光、農業、林業、水産業、食品関連事業
 - f. 先端素材関連事業
 - g. 宇宙関連産業
 - h. 文化・芸術関連産業
 - i. 上記のほか、神奈川県内の社会課題の解決、県内産業の国際競争力強化、国際的な経済活動拠点の形成に資するとして、神奈川県知事が特に認める事業
- なお、すべての事業について、新規性および成長性が認められる必要があります。
- 予定している事業が対象分野に該当するか不明な場合は、受託事業者にご相談ください。

17. 収支計画、資金計画、起業準備スケジュールはどの程度具体的に必要ですか？

将来の売上や費用を予測することは簡単ではありません。しかし、これらの情報は事業の継続性を確認するために重要です。

平均単価、想定顧客数など、事業内容や想定顧客に即した一定の根拠に基づいて金額を記載してください。

一般的に、資金計画は事業に必要な資金をどのように調達し、どのように使用するかを示すものです。一方、収支計画は、売上から費用を差し引いた結果、どの程度の利益または損失が見込まれるかを示すものです。

「起業準備活動のスケジュール」には、会社設立に関する手続き、役員・従業員の採用、商品・サービスの準備、顧客や取引先との関係構築、資金調達など、事業開始前に準備すべき事項を記載してください。

また、起業準備活動期間中の生活費を十分に確保していることを示す書類を添付してください。自己資金で事業資金をまかなう予定の場合は、その事業資金が確保されていることを示す書類も添付してください。

18. 認定後および1年の在留期間終了後はどうなりますか？

1年間の在留期間中は、少なくとも月1回、面談が行われます。原則として、神奈川県の実業担当者および神奈川県が選任した事業経営に関する専門的知識を有する者が、起業準備活動の進捗を確認し、実際の活動内容と起業準備活動計画書に記載された計画を比較します。

また、申請者の資金状況や資金繰りについて確認される場合もあります。

本制度による1年間の在留期間を超えて日本に在留し、引き続き事業を運営したい場合は、出入国在留管理庁で在留期間更新の手続きを行う必要があります。

なお、本制度の期間中に起業準備活動の継続が困難となった場合、または「特定活動」の在留期間更新が認められなかった場合には、帰国が必要となります。そのため、事業資金や生活費に加えて、帰国旅費も事前に確保しておいてください。

19. 申請時点で3,000万円以上の資金を持っている必要がありますか？

申請時点で、必ずしも3,000万円全額を保有している必要はありません。

ただし、現在の要件では、必要な期間内に、事業に使う資産または資金の総額が3,000万円以上となる具体的かつ現実的な見込みを示すことが重要です。

資金には、自己資金、出資予定、融資、共同創業者からの資金提供、その他の資金調達手段などが含まれる場合があります。ただし、銀行残高証明書、投資に関する資料、融資に関する相談状況を示す資料、その他資金調達の実現可能性を示す資料など、合理的な根拠が必要です。なお、起業準備活動期間中に働いて得た収入を貯めることで3,000万円を達成する、という計画は、1年間という時間軸で現実的な方法ではありません。審査において実現可能性が低いと判断される可能性があります。3,000万円は、申請時点ですでに手元にある資金や、具体的な出資・融資の見込みによって確保されていることが望ましいです。

20. 1名以上の常勤職員を確保する必要がありますか？

現在の要件では、期間内に1名以上の常勤職員が事業に従事する見込みを示すことが重要です。

申請時点で、その職員をすでに雇用している必要はありません。ただし、起業準備活動計画の中で、いつ雇用する予定か、どのような役割を担うのか、その人件費をどのように確保するのかを説明する必要があります。

不明な場合は、出入国在留管理庁または専門家に相談してください。

21. 学歴、職歴、経営経験に関する要件はありますか？

はい。申請者本人は、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ・事業の経営または管理について、1年以上の経験があること
- ・経営管理に関する分野、または申請する事業に必要な技術・知識に関する分野で、修士相当以上の学位を有していること

そのため、履歴書には、これまでの経営・管理経験、担当業務、役職、事業内容との関連性などを具体的に記載してください。

また、学位により要件を満たす場合は、学位の内容と申請する事業との関係が分かるよう

に記載してください。

なお、最終的な確認にあたっては、提出書類の内容や個別の状況に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。